

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和3年8月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
石巻蛇田ショッピングセンター
石巻市恵み野三丁目4番地40 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
J A三井リース株式会社 代表取締役 新分 敬人
東京都中央区銀座八丁目13番1号
中道リース株式会社 代表取締役社長 関 寛
北海道札幌市中央区北一条東三丁目3番地
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
J A三井リース株式会社 代表取締役 古谷 周三 東京都中央区銀座八丁目13番1号	J A三井リース株式会社 代表取締役 新分 敬人 東京都中央区銀座八丁目13番1号
中道リース株式会社 代表取締役社長 関 寛 北海道札幌市中央区北一条東三丁目3番地	中道リース株式会社 代表取締役社長 関 寛 北海道札幌市中央区北一条東三丁目3番地

- 4 変更の年月日
令和3年6月25日
- 5 届出年月日
令和3年8月10日
- 6 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，石巻地方県政情報コー

ナー及び石巻市役所

7 縦覧期間

令和3年8月27日から令和3年12月27日まで（ただし、閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」
（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。